② 単体企業であること。
③ 電気事業法第２条の２に基づく小売電気事業の登録を受けている者。
④ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における環境への負荷の低減に関する観点から、次に掲げる条件を満たすこと。
・平成29年度実績（平成30年12月27日環境省より公表、令和元年７月22日一部追加・修正）における二酸化炭素調整後排出係数が、代替値0.000500（ｔ－$CO_2$／kWh）以下であること。ただし、入札公告日までに新たな数値が環境省により公表された場合にはその数値を適用する。

⑵ ４⑵に定める競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までの間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。
⑶ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。(ただし、契約参加資格者として再登録済みで、入札書の提出期限までに会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

3　入札説明書等の交付
⑴ 掲載（交付）期間　令和元年10月15日(火)から令和元年11月５日（火）午前11時まで
⑵ 交付方法　当社ホームページ上（http://www.naa.jp/jp/pinfo/index.html）にてダウンロードするか、４⑴において土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時10分から午後４時まで、請求に応じ無償で交付する。ただし、最終日は午前11時まで。

4　競争参加資格の確認申請書等の提出　本競争への参加を希望する者は、入札説明書に記載する申請書類を提出すること。
⑴ 提出先（担当部署）　〒282―8601 千葉県成田市成田国際空港内ＮＡＡビル１階　成田国際空港株式会社　財務部門　調達部　調達管理グループ「契約関係ご登録窓口」　電話0476―34―5484　Mail：chotatsu@naa.jp
⑵ 提出期間　３⑴に同じ。

5　入札執行・開札の日時及び場所
⑴ 日時　令和元年12月20日（金）午前11時から。ただし、郵送等(郵送(書留郵便に限る。)又は信書便（送達記録の残るものに限る。)をいう。)による入札書の受領期限は、令和元年12月19日(木)まで。
⑵ 場所　ＮＡＡビル内（ただし、郵送等の場合は４⑴と同じとする。）

6　その他
⑴ 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証金及び契約保証金　免除
⑶ 契約書作成の要否　要
⑷ 詳細は入札説明書による。

7　Summary
⑴ The Person who is Responsible for Contract : Akihiko Tamura, President & CEO, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION.
⑵ Classification of the services to be procured : 26
⑶ Nature and quantity of the products to be purchased : ①Electricity to be used in Tomisato Pump Station, supply voltage 6.6kV, contract electricity 101kW, the estimated electricity for the year 274.4MWh, ②electricity to be used in Barracks E, supply voltage 6.6kV, contract electricity 101kW, the estimated electricity for the year 332.9MWh, ③electricity to be used in Airport-Northern Waiting Facility, supply voltage 6.6kV, contract electricity 45kW, the estimated electricity for the year 127.0MWh, ④electricity to be used in Recycle Plant, supply voltage 6.6kV, contract electricity 194kW, the estimated electricity for the year 361.1MWh, and ⑤electricity to be used in Construction Center, supply voltage 6.6kV, contract electricity 60kW, the estimated electricity for the year 275.1MWh. ⑥electricity to be used in multifunctional facility, supply voltage 6.6kV, contract electricity 99kW, the estimated electricity for the year 61.2MWh. ⑦electricity to be used in sun light, supply voltage 6.6kV, contract electricity 10kW, the estimated electricity for the year 34.4MWh.
⑷ Delivery period : From 1 April 2020 through 31 March 2021
⑸ Delivery place : The outside facilities of Narita International Airport (7 facilities referred to in ⑶ above)
⑹ Qualification for participating in the tendering procedure : Tenderers eligible for participating in the purposed tender are those who : ①shall not be in any way restricted from the execution of contracts, by national law, ②are registered with the NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION as a qualified competitive tenderer for 2018／2019／2020, classified as “Kinds of Fuel (Vendor)” or “Other Sales”. For further details, please refer to tender documents.
⑺ Time-limit for Tender : 11 : 00 a.m. 20 December 2019
⑻ Please note that applicable language and currency on contract procedure are only Japanese and Yen.
⑼ Contact Point for the Notice : Management, Procurement Department, Finance Division, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, NAA Building, Narita International Airport, Narita-City, Chiba, 282―8601, Japan Tel : ＋81―476―34―5484

**○第 1909 号**

1　調達内容
⑴ 品目分類番号　26
⑵ 調達件名及び数量
㋐ 件名　千葉港頭石油ターミナル他電力購入（2020）
㋑ 数量
① 千葉港頭石油ターミナルで使用する電力
供給電圧　6.6kV　契約電力　1,850kW　予測使用電力量　5,539MWh
② パイプライン施設で使用する電力
供給電圧　6.6kV　契約電力　98kW　予測使用電力量　538MWh
⑶ 調達件名の特質等　本件は、令和２年度の千葉港頭石油ターミナル及びパイプライン施設で使用する電力を購入するものである。
⑷ 供給期間　令和２年４月１日から令和３年３月31日まで
⑸ 供給場所　千葉港頭石油ターミナル及びパイプライン施設
⑹ 落札者の決定方法　契約制限価格の範囲内で有効な入札をされた者の中から、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たすこととする。
⑴ 基本条件
① 成田国際空港株式会社（以下「当社」という）における2018～2020年度契約参加資格の「燃料類（販売)」又は「その他販売」に登録されていること。なお、申請書類の提出期限の日において、当該資格に登録済みでない者が本競争に参加を希望される場合は、本案件申請書類の提出期限の日までに、登録に必要な書類を提出すること。
② 単体企業であること。
③ 電気事業法第２条の２に基づく小売電気事業の登録を受けている者。
④ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における環境への負荷の低減に関する観点から、次に掲げる条件を満たすこと。
・平成29年度実績（平成30年12月27日環境省より公表（令和元年７月22日一部追加・修正))における二酸化炭素調整後排出係数が、代替値0.000500（ｔ－$CO_2$／kWh）以下であること。ただし、入札公告日までに新たな数値が環境省により公表された場合にはその数値を適用する。